

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
 地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

No.	条例・規則	条	項	号	意見の内容	意見に対する市の考え方（当日の回答内容）	素案への反映状況
1	条例	11 12			第 11 条と第 12 条に宣誓受領証の返還と無効の規定があるが、受領証には、健康保険証のように有効期限はないのか。また、最後の附則の男女共同参画推進条例の改正の規定があるが、この点について説明願いたい。	宣誓の受領証については、有効期限を設けることは考えていない。パートナーの関係でなくなった場合は返還をいただくこと、住所などの変更があった際には記載内容の変更を届け出いただくこととしている。また、附則によって男女共同参画推進条例の改正を行うことについては、パートナーシップ制度に関することについて、男女共同参画審議会の意見を聞くことができるよう、男女共同参画推進条例に規定されている男女共同参画審議会の所掌事項を加える改正である。	修正なし
2					審議会から意見を伺うとのことであったが、その審議会は男女共同参画審議会を想定しているのか。	想定しているのは、男女共同参画審議会である。	修正なし
3					L G B Tの方々に提供できるメリットの説明があったが、先例市ではトラブル、デメリットはないのか。	トラブル、デメリットについては、先例他市に伺ったところ把握されていなかった。宣誓をしても法律に基づく権利などが発生するものではなく、先例自治体が行政サービスを提供したことによって発生したトラブルということは承知していない。	修正なし
4					どのようなトラブルが起こるか分からない中で、最初から条例ではなく、要綱でスタートする方が安全ではないか。	当市としては、個々人の生き方が尊重される地域社会を実現するためにも、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入は重要	修正なし

					で、意義のあることと捉えている。 条例で制定する場合は、市民の代表である議員によって構成される議会の議決により決定されることになる。また、議案として提出するまでには、地域自治推進委員会、地域協議会からの意見聴取のほか、男女共同参画審議会での審議、パブリックコメントも実施することで、広く市民の皆さまから御意見を伺うことができると考えたためである。条例として整備することによって、市の考えをより明確に示すことができると考えている。	
5				多様な社会の構築は、今後の一番の課題であるかもしれないが、これによってすごく悩んでいる方々がいるかもしれない。この制度がそういう方々の明るい兆しとなれば生きやすくなるのではないかと思う反面、やはり人間であるので、差別、偏見もあると思う。そういう苦しい声は相談などで届いているか。	当市で制度の導入の検討を進めたきっかけとしては、令和4年6月の一般質問で当事者の家族から相談を受けた議員から質問があったことがある。相談は地域づくり課が窓口となって受けることとなっているが、これまで実際に相談を受けたことはなく、市役所に相談すると、自分のことがすぐに特定されるかもしれないと心配される方もおり、ためらうこともあるのではないかと考えている。市以外では県の相談窓口や電話でも相談が可能であり、そうした機関に相談があるということは伺っている。	修正なし
6				相談の機会などは周知されているのか。	多様な性やDVに関する相談などを含めて、広報などで男女共同参画に関する情報発信を行っているが、なかなか認知度が上がっていない状況である。 以前開催された男女共同参画を担当する行政職員の研修会において講師を務められた方から	修正なし 相談の機会に関する周知は広報やホームページ等を活用し、随時行っていく。

					は、「自治体は制度を創ることができる。その制度を創ることが最大の周知になる。」というお話をいただいております、そういった点も参考に制度の検討を進めている。今後も市民参画の実施などを通じて、広く市民へお知らせしていく。	
7				今の世の中、多様性が取り上げられているが、子どもたちへの教育の場で早くから学校教育でも取り上げていくべきではないかと考える。	男女共同参画という観点での学校教育での取組について、以前は学校で使用する名簿は男女別のものではあったが、現在は花巻市内の小中学校全てで男女混合の名簿となっている。また、制服に関しても女子でもスラックスを選べるなど選択の機会が増えている。 男女共同参画審議会の委員には校長会からも推薦をいただいております、審議会の中で学校の取組を紹介いただいているほか、市としてパートナーシップ制度の導入を考えていることなども校長会の中で周知をしていただいている。 さらに、希望する学校だけにはなるが、県の講師派遣事業を使って、学校での出前講座という形で多様な性の理解促進の内容をお話いただいている事例もある。 市としてもそういった取組について、引き続き情報提供していきたいと考えている。	修正なし 県の出前講座などの事業について、引き続き学校に情報提供を行っていく。
8				皆が多様性を尊重し合う社会となるよう頑張ってください。		修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
 地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

9				3者以上でのパートナーシップを導入している自治体はあるのか。仙台市あたりでは要望が出ているとのことであるが、花巻市においても検討した方がいいのではないか。導入する必要はないと思うが、考え方は整理しておいた方がいいのではないか。	パートナーシップに様々な形があることは理解しているが、今の婚姻に準ずるものとして、制度の検討を行った。	修正なし
10				パートナーシップ制度でできることの内容が、制度として考えているのがその程度のことかとの印象を受ける。 一番は市民の見る目がいろんなことの障害になっているのではないかというふうに私は考える。どんどんその見方が変わっていくということがすごく大事ではないかと考える。	できることは少なく、理解することの方が大事ということは、ご意見のとおりである。 以前開催された男女共同参画を担当する行政職員の研修会において講師を務められた方からは、「自治体は制度を創ることができる。その制度を創ることが最大の周知になる。」というお話をいただいております、そういった点も参考に制度の検討を進めている。今後も市民参画の実施などを通じて、広く市民へお知らせしていく。	修正なし
11				花巻市が条例として作った場合、提供できるサービスは市営住宅に入るとき要件とか、病院に入るとき病状説明を受けられるといったことだけで、相続の部分とかは認めてないということである。 どこまでが制度の対象で、どういったことが対象外なのかを箇条書きにさせていただいた方がわかりやすいと思う。	相続等についてを市が認めないということではなく、相続の要件については法律によって決まっていることから、市としてそういったことが決定できる立場にないということである。このパートナーシップ制度は、法律に基づくものではなく、提供できるサービスも市の権限でできる市営住宅の入居要件などに限られる。 ただし、花巻市は病院を持っていないが、岩手中部病院などの県立病院については、市町村でパートナーシップ制度を導入している場合は、病状説明等に応じていただけるということにはなっているため、そういった形での利用は可能	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

					になってくると思う。 全国で 300 以上の自治体がパートナーシップ制度を導入しているが、花巻市だけではなく、相続等の法律に基づくものはどこの自治体でもできないということになる。	
12				非常に拙速と感じる。もう少し慎重かつ丁寧に進めるべきと考える。県内で 10 団体が導入しているとのことであったが、要綱で実施している。条例での導入は東北では初めてと考える。9 月の議会に条例案を提出したいというのは、絶対的な目標か。	市として、9 月議会に提案をしたいと考えているが、地域協議会でいただくご意見のほか、パブリックコメントによっていただくご意見について検討し、それによって内容の見直しが必要となった場合には、12 月に提案をするなどの対応が必要と考えている。 非常に拙速と感じるということであるが、令和 4 年 6 月議会の一般質問で制度の導入の考えについて問われた際に、市長から検討する旨の答弁をしている。それを踏まえて、これまで男女共同参画審議会でご意見をいただくなど検討を行ってきた。また、令和 5 年 3 月の市長施政方針においても条例で制定することを検討すると表明しているほか、同じ議会での一般質問でも条例によりパートナーシップを導入することについて検討していることを答弁しており、そうした経過を踏まえて検討を行ってきたものである。	修正なし
13				パブリックコメントも行うとのことであるが、条例案と規則がパブリックコメントの資料ということであれば、なかなか難しい内容である。逐条解説のようなものはつけないのか。	逐条解説は添付しないが、本日も配布した市の考え方について紹介する資料をパブリックコメントの際にも提示する。	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

14				条例となれば、市民に義務を課したり、権利を制限したりということを考えられるが、説明のあった内容には、権利義務に関する内容はなかった。そうであるのにあえて条例とする理由が分からない。県内のいくつかの市町に電話をして今現在の状況を取材したが、思ったほど活用の実績はなく、低調と感じた。それでも条例化を進めるといときに立法事実、根拠となるデータがあるのか。花巻市でこの制度を必要としている当事者の方々はどのぐらいいるのか、把握しているのか。	実際にこの制度ができた後に利用したいと希望されている方々の人数などは把握していないが、令和4年6月に当時者の家族から相談を受けた議員から一般質問をいただき、令和5年3月、令和6年3月にも制度の導入についてご質問をいただいている。当事者の方々にとっては、こういった制度がない中で自らが当事者であるということを、自分が住んでいる自治体の職員に打ち明けるといのはなかなかハードルが高いのではないかと考えている。 以前開催された男女共同参画を担当する行政職員の研修会において講師を務められた方からは、「自治体は制度を創ることができる。その制度を創ることが最大の周知になる。」というお話をいただいております、そういった点も参考に制度の検討を進めてきた。 県内の先例自治体でも制度の利用件数は伸びていないのが実態であるが、実際に利用があるかどうかよりも、市民の理解につなげるということで制度を整備していく、その際には市の内部決裁で決める要綱ではなく、市民参画を実施して市民の皆様の意見を伺い、議会でも議論をいただいて、条例として制定してまいりたいと考えている。	修正なし
15				パートナーシップとファミリーシップの導入について、花巻市が非常に大きな気持ちで提案されたことをすばらしいと思う。たくさんの方が生きている中で、自分自身が LGBT かもし		修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

				れないということをどれぐらいの人が理解しているかという点と恐らく本人たちも言えない。そういう環境の中で育っているわけなので、こういう制度などで門戸を広げて知らせめるといことについて、ゆっくり進めた方がいいということはないと思う。私はこの制度を条例として整備してほしいと思う。 婚姻できるわけでもなく、財産を相続する権利も得られないとの説明があったが、本当にささやかなことであるが、2人で幸せに暮らせるということであれば、こういう制度は門戸を広げていいのではないかと考え、私は大賛成である。		
16				この制度自体を否定するものではないが、いきなり条例ではなく、要綱でスタートしていいのではないか。例えば適切でないかもしれないが、ライドシェアや自動車の自動運転においても、社会実験や実証実験という段階を経て制度化へ向けて進んでいくため、いきなり条例ではなく、要綱で試行してみるという手順が必要だと思っている。 市長が言う「市民の理解が得られたなら」ということに関して、市民説明会を開催するなどが必要と考える。27 コミュニティ地区単位で丁寧に市民説明会の開催をして、広く制度の趣旨の理解を得る努力を怠るのはいかなものかと思う。さらに家族を巡る伝統的な制度、あるいは価値観については、家族制度の崩壊と言	このパートナーシップ制度は自分たちの関係を認めてほしいと希望された方が宣誓する制度であり、それぞれの宗教の考えを否定するものではない。 最初から条例ではなく、要綱でスタートしてから条例にしてはどうかとの点については、検討させていただきたい。 【検討結果】 地域協議会・パブリックコメントで市民の皆さまから御意見を伺ったところ、条例で整備することに賛成の御意見や制度そのものに反対されるご意見もいただいた。 こうしたご意見を伺うことができたのも条例として整備することを表明し、市民参画を実施	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
 地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

				えば大げさになるが、倫理的な部分、宗教的な部分、さまざまな側面から考えないといけないと思う。 当事者の方々に子どもがいたら、その子たちは混乱しないのか、そうした心配、課題が多い。現実にはこのようなことがあるので、もう少し丁寧に物事を進めていただきたい。加えて、自治体ごとに温度差があるとすれば、人間は異動することができるので、花巻に転入あるいは転出する際に制度があったり、なかったりするの、いかななものか。一番いいのは、都道府県単位の条例で整備すれば一番よいと思うが岩手県の担当部署に聞いたところ「国の動向を注視している段階で、県条例制定の動きは今のところない。」とのことであった。花巻市に関してももう少しじっくりと腰を据えて取り組んでいただきたい。	したからこそ考えている。このようなご意見も踏まえて検討し、市としては、多様な性への理解を広げていく観点からもやはり条例で整備すべきものと考えている。今回、市民の皆様からさまざまなご意見を御寄せいただいたことも議会に報告し、その上で、条例案を提案して議論をいただきたいと考えている。 なお、市民説明会を実施しなかったことについては、説明会は原則として事前の資料配布を行わず、実施当日に初めて資料をご覧いただき、説明し、その場でご意見を伺うもので、日程についても限定されるため、今回は、パブリックコメントにより、期間を1か月とすることで、市民の皆様から広くご意見を伺おうと考えたもの。また、当事者の方々が実際に生活するのは、それぞれの地域であるため、各地域のコミュニティ会議関係者や行政区長などで構成されている地域協議会、地域自治推進委員会において説明し、ご意見をいただこうと考えたもの。パブリックコメント、地域協議会・地域自治推進委員会でいただいたご意見については、それに対する市の考え方について男女共同参画審議会からご意見を伺うこととしており、これら3つの市民参画の方法は、令和6年2月13日の第8回市民参画・協働推進委員会において「適切である。」と評価をいただいている。	
--	--	--	--	---	--	--

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

17					条例の改定や廃止は手続き上できるものなのか。できるとすれば、どの程度の時間を要するものなのか。	条例を制定する際には議会の議決が必要である。そして改正する際、廃止する際にも、原則としてやはり議会の議決が必要ということになる。 議会は、年4回定例的に開催されることとなっており、また臨時議会が開かれる場合もあるが、そういった本会議での議決が必要ということになるので、期間についても市の内部だけで決定する要綱よりは時間がかかることになる。	修正なし
18					条例を制定するという点に関して他市では何か問題があったとか、リスクももしかしたらあるのではないかと考えている。 反対運動が起きたり、暴動のようなことが起きたりして、著しく市民生活を毀損するものと判断され、条例を廃止するということがあった場合にすぐに対応できるのかと考えての質問である。 臨時の場合もあれば、定例で4回も開催することなので時間を持たなくても、できるものであると理解した。	この制度については、昨年のLGBT理解増進法でも国会で様々な議論があった。そして、市内でも様々なご意見があることは承知しており、市民の方々から意見を伺うために、パブリックコメント等の市民参画により全ての市民を対象にご意見を伺うこととしている。 パートナーシップ制度については、自分たちの関係を証明してほしいと希望される方について利用いただける制度であり、宗教上の理由などから、そういったことを許されていないという方々について、申請を強制するような制度ではない。 この制度を作ることによって、実際にそういった性的少数者の方がいるということを市民の方々にもご理解をいただきたいというところが一番の目的であり、必ず申請をするといったものではなく、また、当事者以外の方々の権利を侵すような制度とならないようにしている。全国で300以上の自治体が制度を導入しており、直	修正なし

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

						接電話して先例市全て聞いたわけではないが、制度を導入したことによりトラブルが発生したということはないと確認をしている。	
19					多様性とか個性が取り上げられているため、新しい家族のあり方として受け入れてもいいのではないかという思いで今回資料を読ませていただいた。 提供できるサービスについては、市として決定できる範囲に限るということだったので、その点は納得した。		修正なし
20					パートナーシップ、ファミリーシップの制度導入に市民の理解は当然必要だと思うが、この市民の中には小学生、中学生年代の子供たちも含まれていると思う。この子供たちに自分の家族とまだ少し違う形の家族がいるという理解を、わかりやすく説明する予定はないか。	県の男女共同参画センターで行う講師派遣事業のメニューの一つに多様な性についてというものがあり、希望される学校には、講師を派遣して、性的マイノリティの方が実際に身近にいるということをお子たちにお話いただいている。小中学校、高校で実施しており、昨年度は4校で実施している。あくまでも学校の教育課程の中でこれが必要だということを校長先生が判断された場合に、取り組んでいただいているものである。 学校の教育課程は、やらなければならないことが多くなっており、どれをやるかというのは、学校の事情によって違っているということであるが、取り組んでいる学校もある。 男女共同参画審議会には幼稚園の園長先生も委員となっており、幼稚園でも、機会があれば話をしていきたいという声もいただいているため、今後協力してまいりたいと考えている。	修正なし 県の出前講座などの事業について、引き続き学校に情報提供を行っていく。

（仮称）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例・規則（素案）について
地域自治推進委員会・地域協議会による意見と市の考え方

参考資料No.2